

資料 3－3

色町第64号
令和3年4月27日

宮城県知事 村井嘉浩 殿
(環境対策課扱い)

色麻町長 早坂利悦



(仮称) ウィンドファーム八森山に係る環境影響評価方法書について (提出)

令和3年3月26日付環対第581号で通知のありましたこのことについて、環境保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担当: 町民生活課 環境衛生係 永井
TEL: 0229-65-2156



（仮称） ウィンドファーム八森山に係る環境影響評価方法書に対する意見

事業を実施するにあたり、下記のとおり懸念事項がありますので、事業者に対して、ご確認及びご指導くださるようお願ひいたします。

I 全般的な事項

1.

環境影響評価方法書に記載されている事業計画については、環境影響評価配慮書と比較して、内容があまり具体化されていない。また、現時点で、関係機関との調整が進んでいない等、不確定要素があることから、環境影響評価を適切に行うにあたって、内容が不十分であると考える。

2.

今後、環境影響評価準備書以降の手続きを進めるにあたっては、関係機関との調整を図るとともに、計画内容をできるだけ具体化すること。特に、風力発電設備の位置、規模、構造、配置については、主要となるため、重大な影響がないように計画すること。

3.

計画段階環境配慮書に対し宮城県知事が「想定区域周辺の住民、立地する加美町や色麻町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること」と意見を述べているにも関わらず、新型コロナウイルス感染症の流行というやむを得ない事情があるとはいえ、住民説明会を中止し、その際用いられる予定だった資料を配付するという形では住民の理解が十分に得られていると考えにくい。説明会の中止ではなく、リモートや、動画配信サイトを介した説明会を実施するなど、極力住民の声を聞くこと。それが難しいのであれば、計画を一時中断し、万全の状態になってから事業を再開すること。

4.

環境影響評価を行う過程で、項目及び選定等に係る事項に新たな事情が発生した場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

5.

方法書に記載されたどおりの評価を確実に実施し、影響がある場合の対応については、可能な限り影響を回避できるよう確実に対応すること。

II 個別的事項

1. 騒音及び超低周波音

低周波音は障害物などがあっても迂回して音が届き、むしろ障害物と共振・増幅するという特性があるが、風力発電の超低周波音においても同様であり、風車と周辺住宅の間に山がある場所等での健康被害が懸念される。生活環境への影響の有無について適切かつ十分な調査をすること。

2. 生態系

・鳥類等の野生動植物の生息、生育への影響を極力低減するように検討し、必要な措置を講じること。

・対象事業実施区域及びその周辺地域においては、イノシシやツキノワグマ等による農作物の被害が発生しており、風力発電施設の設置に伴い、行動範囲の拡大が予想されることから、その対策を検討し、必要な対処方法を明確化すること。

3. 景観

方法書 P.115 に掲載されている主要な眺望点において色麻・加美町の眺望点が 15 個挙げられているが、それらは観光地などであり、住民が普段暮らす集落からの見え方については含まれていない。例えば色麻町だと、色麻町役場周辺や、高根地区、王城寺地区での見え方を含めるなど、風車建設予定地の近隣以外も考慮し、記載すること。

4. 風車の影

風車の影について、樹木の育成への影響を鑑み、評価項目として選定すること。

5. 森林関係

対象事業実施区域及びその周辺地域は、保安林の指定がされているため、保安林の種類ごとの機能に対する影響の調査、予測を行うこと。

6. 地質関係

対象事業実施区域及びその周辺は、急傾斜地であるため、すべての気象災害防止の観点から、調査、予測を行い、対策を明らかにすること。

7. 水質関係

計画実施区域から約 5~6km の地点に色麻町の水道水の地下水源があるため、水質の変化が懸念される。環境影響評価方法書には造成に伴う表流水の評価方法につ

いては記載があるが、地下水についての評価方法は記載がない。地下水源への影響の有無について適切かつ十分な調査をすること。